

# 港湾関連民間技術の確認 審査・評価事業（ECPAT）

## 申込案内



一般財団法人

沿岸技術研究センター

## 目 次

港湾関連民間技術の確認審査・評価事業のご案内 -----	1
申込案内 -----	2
1. 評価の対象となる技術 -----	2
2. 申込方法 -----	4
3. 確認審査・評価の流れ -----	5
4. 申込料および評価費用 -----	6
5. 支払方法 -----	6
別紙 1 評価資料作成要領-----	7
別紙 2 港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領--	8
様式 1 評価依頼書-----	14
様式 2 技術概要説明書-----	15
様式 3 受付け審査基準-----	17
様式 4 評価依頼承諾書-----	19
様式 5 評価証-----	20
様式 6 評価更新依頼書-----	21
様式 7 評価更新依頼承諾書-----	22
様式 8 評価証取得技術内容変更依頼書 -----	23
様式 9 評価証取得技術内容変更依頼承諾書 -----	24
参考 承諾書-----	25

## 港湾関連民間技術の確認審査・評価事業のご案内

一般財団法人 沿岸技術研究センターでは、民間事業者の方々が開発された技術（港湾、航路、海岸等の開発、利用に資する技術）を評価する**港湾関連民間技術の確認審査・評価事業**「エクパット：ECPAT（Examination and Certification of Private sector's Advanced coastal Technology）（以下「ECPAT」を併記）」を行っています。この事業は、申請いただいた技術をそれぞれの分野の専門家で構成される委員会で客観的・中立的な立場から内容を確認し、評価させていただくものです。

当センターとしては、こうした第三者機関の審査・評価過程を経ることにより、皆様が開発された技術の内容と開発過程で行われた性能試験結果に関する客観性が高まり、具体的な事業に適用されやすい環境が整うことを期待いたしております。

この申込案内は、「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業（ECPAT）」の手続きについてのご説明資料として作成したものです。

民間技術開発の重要性が高まるなか、この事業が、新しい様々な港湾関連民間技術の活用・普及と開発が進む正の循環の一助となることを念願してやみません。

令和3年9月

一般財団法人 沿岸技術研究センター

# 申込案内

## 1. 評価の対象となる技術

港湾、航路、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる技術であって、民間企業が開発した下記分野の技術を対象とします。

1. 新工法、新構造、新材料など港湾整備関連の基盤的な技術
2. 環境、リサイクル、景観に関する技術
3. 港湾関連施設を適切に維持していくための技術
4. 情報、通信、防災、危機管理等に関する技術

(主な対象技術の例示)

- 1 リサイクル材料の実用化技術
- 2 液状化対策技術
- 3 地盤改良技術
- 4 構造部材の標準化・量産化技術
- 5 非破壊診断システム及び補強技術
- 6 免振・制振技術
- 7 施工管理技術（出来型計測装置など）
- 8 施工省力化技術（水中無人化施工機械など）
- 9 脱炭素化技術（低炭素材料、藻場造成技術など）等

(評価等の依頼の前提条件)

評価等の依頼をする技術(以下 依頼技術)及び依頼者は、以下の条件を満たしていることを前提とする。

- (1) 港湾、航路、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる技術であること
- (2) 技術の向上に寄与するものであって、かつ、施工性、経済性など、実用性がある技術であること
- (3) 依頼技術の内容に係わる全てについて開示できるものであること。
- (4) 依頼する内容において虚偽がないこと
- (5) 依頼者において開発を終了し、使用実績を有する、又は性能確認試験を行ったものであること
- (6) 技術内容の確認が定量的に明確にできるものであること
- (7) 環境に対して悪影響がないものであること
- (8) 違法性のないものであること
- (9) 依頼技術に係わる工業所有権等の権利侵害等のないものであること
- (10) 依頼者の他に依頼技術の共同開発者、特許保有者がいる場合、本事業への申込に対する承諾を得ていること
- (11) 技術内容を説明する書類は、全て日本語で対応がなされるものであること

- (12) 技術内容の審査のため、必要に応じ、評価委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること
- (13) 評価委員会が求める試験成果に相当する程度の試験データ解析結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと
- (14) 技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること
- (15) 依頼者が複数の場合は、依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在が明確にされていること
- (16) 依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること
- (17) 依頼者は依頼技術に係わる評価の結果に係わる当センターの普及活動に同意できること
- (18) その他審査評価等について、別紙2に示す実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属すること

## 2. 申込方法

- 1) 申込窓口 : 一般財団法人沿岸技術研究センター 企画部  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-14-2 新橋エス・ワイビル 5F  
Tel:03-6257-3702 Fax:03-6257-3707
- 2) 申込期間 : 随時
- 3) 評価証の交付 : 年2回
- 4) 評価用書類 : 添付の別紙2「港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領」の様式1及び2により作成して申し込んでください。

### ◆ 案内図・交通



- 内幸町駅（都営地下鉄三田線）A3出口より 徒歩1分
- 虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）1,9,10番出口より 徒歩6分
- 新橋駅（JR／東京メトロ銀座）銀座口より 徒歩5分

### 3. 確認審査・評価の流れ

評価は次に示すフロー図の手順に従って行います。なお、詳細については実施要領をご覧下さい。以下の案内において、一般財団法人 沿岸技術研究センターをセンターと略称します。

センター	依頼者(民間企業)	備 考
<p>①事前打合せ</p> <p>②申込受付</p> <p>③受付け審査会で審査</p> <p>④審査結果の通知 （審査結果が“適”の場合）</p> <p>⑤ヒヤリング</p> <p>⑥評価依頼承諾書・請求書の送付</p> <p>⑦評価委員会の設置</p> <p>⑧評価委員会で審査</p> <p>⑨評価終了</p> <p>⑩評価証の送付</p> <p>⑪評価事業の終了</p> <p>⑫更新依頼書の受理</p>	<p>申込事前打合せ資料(別紙(1)参照)を作成し、センター事務局と打合せ</p> <p>受付け審査資料(別紙(1)参照)を作成し、センター事務局に提出</p> <p>審査結果の受け取り</p> <p>必要に応じて、資料の訂正、追加、審査用資料の提出</p> <p>評価依頼承諾書・請求書の受け取り、所要経費の支払い</p> <p>必要に応じ、評価委員会に出席し、内容を説明</p> <p>評価証の受け取り</p> <p>更新依頼書の提出</p>	<p>①依頼者は、申込に先立ち、予めセンターと、確認審査・評価事業の対象となるか否かについて打合せ</p> <p>③受付け審査会において申込案件の受け付けの適否を審査(別添様式 3)</p> <p>④受付け審査会の結果(受け付けの適否、評価資料の内容等)の通知</p> <p>⑤評価資料の内容、所要経費及び納入方法、センターの条件等について打合せ</p> <p>⑥評価資料が整った後、依頼承諾書(別添様式 4)を発行</p> <p>⑧評価委員会で、技術内容の具体的な検討及び総括審査、必要に応じて、施工実験・現場調査を実施</p> <p>⑨評価が終了した後、依頼者は、別に定める作成要領に従い、審査に当たり提出した全ての資料を再整理・提出</p> <p>⑩センターより評価証(別添様式 5)の交付</p> <p>⑫更新手続は、評価証更新依頼書(別添様式 6)により実施(5年毎)</p>

#### 【一般的な申込から評価までの流れ】

時期の例 ( )内は下期	3月まで (9月まで)	4月 (10月)	4月 (10月)	4月 (10月)	4月 (10月)	4月～9月 (10月～3月)	9月 (3月)	5年毎
評価フロー (抜粋)	資料提出	受け審査	通知審査結果の 請求書の送付	評価依頼承諾書	支払い 所要経費の	評価委員会	評価終了・ 評価証交付	の提出 更新依頼書

#### **4. 申込料および評価費用**

所要経費は1件当たり次の額（税込）とします。

1) 申込料 ----- 11万円

2) 評価費用 ----- 330万円

3) 更新費用（5年毎） ----- 77万円

4) 部分的変更費用 ----- 165万円

[注1] 所要経費には、確認試験費用は含まれておりません。

確認試験、現場調査等を実施する場合は、原則として経費を別途請求いたします。

[注2] 類似の技術について、同一の依頼者が複数の申込をする場合には、1件当たりにつき評価費用を減額することがあります。

[注3] 評価の期間中に依頼者が評価依頼を取り下げた場合、または評価委員会において評価を依頼する技術が開発の趣旨、目標に達していないと認められた場合は、評価を中止し、その間の経費は実費精算といたします。

#### **5. 支払方法**

申込料：評価申込時にセンターより請求しますので、請求書の記載に基づいてお支払い下さい。

評価費用等：評価依頼承諾書の発行と同時にセンターより請求しますので、請求書の記載に基づいてお支払い下さい。なお、評価費用等は4. 申込料および評価費用で示した2) 評価費用、3) 更新費用、4) 部分的変更費用のうち、依頼者が申込みをした区分に対応した金額となります。

## 評価資料作成要領

### 1. 必要書類と概略部数

書類内容	事前打合せ用	受付け審査用	評価用
(1) 評価依頼書	一	1部	一
(2) 会社概要	2部	5部	一
(3) カタログ	2部	5部	10部
(4) 施工マニュアル	2部	5部	10部
(5) 使用実績	2部	5部	10部
(6) 技術概要説明書	2部	5部	10部
(7) 評価資料	2部	5部	10部

注) 資料の部数は技術内容および事前打合せの結果により異なる場合があります。

### 2. 作成要領

- (1) 評価依頼書：実施要領の様式1により作成してください。
- (2) 会社概要：会社概要パンフレット（経営状況、技術者数を明示した書類も合わせてご提出下さい。）
- (3) カタログ：評価依頼技術に関するカタログを提出して下さい。  
該当するカタログが未整備の場合は評価資料の中でご説明下さい。
- (4) 技術概要説明書：実施要領の様式2により作成して下さい。
- (5) 施工(使用)マニュアル：施工(使用)方法、器具の取扱い説明、管理体制、検査方法等について記載したものを提出して下さい。  
該当するマニュアルが未整備の場合は評価資料の中でご説明下さい。
- (6) 使用実績：使用実績を提出して下さい。
- (7) 評価資料：技術概要説明書の内容のうち、下記事項についてより詳細に記載して下さい。

#### 1. 評価技術

- (1) 技術の概要：適用範囲、施工体制、施工(使用)方法、特徴等について明確に記述して下さい。
- (2) 従来の技術：従来の技術について当該評価技術と対比させながら記述して下さい。

#### 2. 開発の趣旨

技術開発に至った経緯とこの成果の目指すところを記述して下さい。

#### 3. 開発目標

当該技術の諸性能のうち評価の対象項目について、できるだけ定量的に記述して下さい。

#### 4. 性能確認方法

上記「3.開発目標」の内容を確認できるような品質・性能等試験及び施工実験を実施し、その内容、成績、結果等を明示して下さい。なお、試験方法は可能な限り国土交通省告示、JISおよびその他の標準的な試験法を使って下さい。

- (1) 性能確認試験

- (2) 施工現場確認試験（現場実用化試験）

#### 5. 施工（使用）マニュアル等

施工(使用)方法、器具の取扱説明、管理体制、検査方法の詳細及び取扱注意事項、安全対策、故障・不良等が生じた際の対応について記載したものをご用意下さい。

#### 6. その他、当該技術評価に必要な資料

## 別紙 2

# 港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領

### (総 則)

第1条 この要領は、一般財団法人 沿岸技術研究センター（以下「沿岸センター」という。）が行う港湾関連民間技術の確認審査・評価事業「Examination and Certification of Private sector's Advanced coastal Technology (ECPAT)」の実施に適用するものとする。

### (評価の対象技術)

第2条 港湾、航路、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる技術であって、民間が開発した工法を中心とした技術を主な対象とする。

### (評価の申込み)

第3条 沿岸センターに技術の評価を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、様式1に定める評価依頼書に、必要書類を添えて沿岸センターに申し込むものとする。

- 2 前項の書類とは、技術概要説明書（様式2）、受付け審査に必要な会社概要、依頼者による性能確認試験報告書等の研究成果書、開発技術のパンフレット、ビデオ等評価に必要な資料とする。

### (受付け審査)

第4条 沿岸センターは、評価依頼のあった技術について、様式3に定める受付け審査基準により評価対象としての適否を審査するものとする。

- 2 受付け審査は、沿岸センター役職員による受付け審査会において実施する。

### (依頼者との協議)

第5条 沿岸センターは、前条の規定により、評価対象として適當と認められた技術（以下、「評価対象技術」という。）について、次の各項目について依頼者と協議を行うものとする。

- 一 評価の範囲
- 二 評価期間
- 三 所要経費及びその納入方法
- 四 評価証の作成に関する事項
- 五 提出資料の種類と提出部数
- 六 その他

#### (評価依頼の承諾)

第6条 沿岸センターは、依頼者と協議が整ったときは、様式4に定める評価依頼承諾書を依頼者に送付するものとする。

#### (評価に当たる者の選任)

第7条 沿岸センターは、評価対象技術に関し学識経験を有する者の中から、評価にあたる者を選任するものとする。

#### (評価の方法)

第8条 評価対象技術の評価は、沿岸センター役員を含む前条の規定により選任された学識経験者により構成される港湾関連民間技術の確認審査・評価委員会(以下「評価委員会」という。)において行うものとする。

- 2 評価は、原則として依頼者が提出した資料に基づいて行うものとする。なお、評価委員会は、性能確認のために必要な試験や資料の提出を依頼者に求めることができるものとする。
- 3 評価の基準は、国等が定める技術指針等を参考に、評価を依頼された港湾関連技術の内容、開発の主旨および開発目標に応じて性能の確認を主眼として評価委員会が定めるものとする。
- 4 評価期間及び評価委員会の開催回数は、原則として6ヶ月間及び3回とする。
- 5 申込み内容に虚偽等の問題が発生した場合、評価を中断し、受付け審査会を開催し、その対応方法を検討する。
- 6 前項の検討の結果、書類の変更などで対応できると判断された場合には、依頼者に対して必要な修正を求める。この場合新たな費用(評価委員会のやり直し等)が発生した場合には、第12条に従うものとする。
- 7 前5項において評価を中止することが妥当とされた場合には、直ちに評価作業を中止し、理由とともに依頼者へ通知するものとする。この場合、第13条に準じて協議する。

#### (資料の説明)

第9条 評価委員会は、依頼者に対し、必要に応じ評価委員会に出席のうえ資料の説明を求めることができる。

#### (評価の過程で発生した工業所有権等)

第10条 評価の過程において必要となった試験または技術改良等の指導に関連して発生した工業所有権(出願権を含む。)の取扱いについては、沿岸センターと依頼者が協議してこれを定めるものとする。

#### (評価の報告)

第11条 沿岸センターは、評価を終了したときは、遅滞なく様式5の評価証及び評価報告書をとりまとめ、依頼者に送付するものとする。

#### (所要経費)

第12条 第5条の所要経費は、申込料11万円（税込）及び評価費用330万円（税込）とし、依頼者が負担するものとする。なお、評価の過程で新たに性能確認のために試験等が必要となった場合は、その費用は依頼者が負担するものとする。

#### (所要経費の納入及び変更)

第13条 依頼者は第6条に規定する評価依頼承諾書の受領後、沿岸センターが発行する請求書に基づき納入するものとする。

- 2 依頼者が評価の途中において評価依頼を取下げた場合、または評価技術の性能が、開発の主旨、目標等に照らし確認できなかった場合は、沿岸センターは評価に要した費用の積算を行い、その時点で評価作業を中止するものとする。
- 3 所要経費に大幅な変更が予想される場合には、その時点で沿岸センターは、依頼者と協議するものとする。

#### (評価証の有効期間)

第14条 評価証の有効期間は5年間とする。

#### (評価証の更新)

第15条 評価証は、既取得時における記載事項に変更がない場合（または記載事項に部分的変更を伴う場合も含む）、有効期間を更新して継続することが出来るものとする。

- 2 沿岸センターは、評価証の交付後あるいは評価証の更新後、4年経過した時点を目途に、評価証更新の時期を依頼者に通知するものとする。
- 3 評価証の更新を依頼しようとするものは、様式6に定める評価更新依頼書に必要資料を添えて有効期間の更新に支障のない時期に申し込むものとする。（部分的変更を伴う場合、変更箇所・理由等必要な資料を添えて申し込むものとする。）なお、正当な理由により、有効期間内の更新が困難な場合、有効期間を過ぎたのち1年間までは、更新の申し込みが行える（更新として審査する）ものとする。この場合、有効期間を過ぎた期間中の評価証は無効とする。
- 4 前項の資料は、評価証の写し、前有効期間の使用実績表、使用状況およびトラブルの有無等の資料とする。

- 5 沿岸センターは、受付け審査会を開催し前項の資料に基づき、評価証更新の是非を審査するものとする。
- 6 沿岸センターは、前項の受付け審査の結果、更新の対象として適當と認められたものについて、評価更新依頼承諾書（様式6）を発行するものとする。なお、受付け審査の結果、適當と認められなかった場合については、その対応を依頼者と協議するものとする。
- 7 沿岸センターは、更新に当たり、別途開催される評価委員会（または技術審査会）に報告し、承認を得るものとする。また、評価証の記載事項に部分的変更を伴う場合には、新規評価技術と同様、評価作業を実施した上で、評価委員会を開催し、承認を得るものとする。
- 8 評価証の更新が認められた技術については、有効期間を5年間として更新するものとし、新たに評価証を作成し依頼者に送付するものとする。評価証は、既取得時における記載事項に変更がない場合、有効期間を更新して継続することが出来るものとする。

#### （評価証更新の経費）

第16条 第15条の所要経費は、申込料11万円（税込）及び更新費用77万円（税込）を標準とし、依頼者が負担するものとする。なお、費用は沿岸センターの発行する請求書に基づき納入するものとする。

#### （評価取得技術の技術内容の部分的な変更）

第17条 評価証取得技術の内容は、既取得時における評価証の記載事項に変更を伴い、かつ依頼者から提出された資料を基に技術内容の審査が可能なものについて、有効期間内に評価証取得技術の技術内容の部分的な変更を行うことが出来るものとする。なお、正当な理由により、有効期間内の技術内容の部分的な変更が困難な場合、有効期間を過ぎたのち1年間までは、技術内容の部分的な変更を伴う更新の申し込みが行える（部分的な変更として審査する）ものとする。この場合、有効期間を過ぎた期間中の評価証は無効とする。

- 2 評価証取得技術の技術内容の部分的な変更を行おうとする依頼者は、様式8に定める評価証取得技術内容変更依頼書に必要事項を記入し、沿岸センターに資料を添えて依頼するものとする。
- 3 前項の資料は、既取得時の評価証の写し、技術内容の部分的な変更内容を既取得時と変更依頼時で対比した資料ならびにこれを確認できる資料、変更依頼時までの使用実績または使用状況を記した資料等、評価証取得技術の技術内容の部分的な変更に必要な全ての資料とする。
- 4 沿岸センター受付け審査会は、依頼者より提出された資料を基に、前第2項で

依頼のあった評価証取得技術の技術内容の変更が部分的な変更にあたるか否かについての受け付け審査を行うものとする。

- 5 沿岸センターは、前項の受け付け審査の結果、評価証既取得技術の技術内容の部分的な変更の対象として適当と認められたものについて、第5条第1項から第6項について依頼者と協議を行い、協議が整ったとき、様式9に定める評価証取得技術内容変更依頼承諾書を発行するものとする。なお、部分的変更と認められなかつたものについては、沿岸センターは別途依頼者と協議するものとする。
- 6 前項により評価証取得技術内容変更依頼承諾書を発行したものについて、沿岸センターは評価証取得技術の技術内容の部分的な変更にかかる評価を行うものとする。
- 7 前項の評価は、原則として第8条から第10条を準用する。ただし、評価委員会の回数は評価委員会が適宜定めるものとする。
- 8 前第6項の評価が終了したとき、沿岸センターは、有効期間を既取得時の有効期間とする新たな評価証及び評価報告書を作成して依頼者へ交付するものとする。

#### (技術内容の部分的な変更の経費)

第18条 評価証取得技術の技術内容の部分的な変更の所要経費は、申込み料11万円(税込)および費用165万円(税込)とし、依頼者が負担するものとする。なお、評価の過程で新たに性能確認のために試験等が必要となった場合は、その費用は依頼者が負担するものとする。

#### (評価証の取り消し)

第19条 センターは、次の項目に該当する場合は、受け付け審査会又は評価委員会を開催し評価証の全部または一部を取消すことができる。

- 一 依頼者が偽り、その他不正の手段により評価証を受けたことが判明した場合。
  - 二 評価証取得技術(評価の範囲に限る)を原因とする事故等が発生した場合。
  - 三 依頼者からの取消依頼があった場合。
  - 四 依頼者が評価証取得技術について維持・継続することが困難と認められた場合。
- 2 前項の規定に該当したとき、沿岸センターは直ちに必要な処置を講じたことを依頼者に通知し(依頼者からの依頼があった場合を除く)、沿岸センターの費用によって登録を抹消又は変更するとともに、その旨を公表する。
  - 3 前項における公表とは、沿岸センターが評価技術の普及の為に行った評価証(写し)及び評価報告書の配布先への文書による連絡と、沿岸センターホームページ

ジへの掲載などをいう。

#### (評価技術の普及)

第20条 沿岸センターは評価の結果が、港湾、航路、海岸等の整備、利用、修復、保守、管理の技術の向上に役立つように、評価結果を沿岸センターのホームページ上にて公表するほか、評価証（写し）及び評価報告書の関係行政機関・関係団体等に配布、沿岸センター刊行物に掲載するなど、当該技術の普及が図れるよう努めるものとする。

#### 実施要領の改訂履歴

発行	：平成12年10月 1日	
改訂	：平成13年10月 1日	（記載内容の一部修正）
改訂	：平成14年 7月10日	（記載内容の一部修正）
改訂	：平成16年 7月30日	（法人名称変更に伴う修正）
改訂	：平成21年 5月29日	（記載内容の一部修正）
改訂	：平成24年 4月 1日	（法人名称変更に伴う修正）
改訂	：平成26年 4月 1日	（記載内容の一部修正）
改訂	：平成27年 1月16日	（記載内容の一部追加）
改訂	：平成28年 8月 2日	（記載内容の一部追加）
改訂	：令和 3年 9月29日	（記載内容の一部追加・修正）

(様式 1 )

## 評価依頼書

令和 年 月 日

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長 殿

法人の名称

法人印

代表者名

公印

所 在 地

電 話

下記に示す技術を「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」において確認審査・評価することを依頼します。

記

1. 対象技術名称

2. 添付資料名

3. 評価の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月  
(依頼者の希望)

4. 担当者 氏 名

法人の名称

所 属

郵便番号

住 所

電 話

(内線)

ファックス

E-mail

(様式 2 )

## 技 術 概 要 説 明 書

依頼者名	
技術の種類 項目	
開発の主旨と 開発の目標	
技術の概要  (システムの概要等 について記述)	
性 能  (適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、 経済性、確実性、環境 保全等について記述)	
既存の技術との対比	

性能の確認方法	
使用実績	
技術内容の公開性	
特許の有無	
関連法規制	
事故発生時の 処置方法	
その他の	

(様式3)

## 受付け審査基準

この基準は、評価等の依頼のあった開発技術に対して評価対象の適否を判断するために定めるものである。

### <受付け審査基準>

#### (評価等の依頼の前提条件)

評価等の依頼をする技術(以下 依頼技術)は、以下の条件を満たしていることを前提とする。

- (1) 港湾、航路、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる技術であること。
- (2) 技術の向上に寄与するものであって、かつ、施工性、経済性など、実用性がある技術であること。
- (3) 依頼技術の内容に係わる全てについて開示できるものであること。
- (4) 依頼する内容等において虚偽がないこと。
- (5) 依頼者において開発を終了し、使用実績を有する又は性能確認試験を行ったものであること。
- (6) 技術内容の確認が定量的に明確にできること。
- (7) 環境に対して悪影響がないものであること。
- (8) 違法性のないものであること。
- (9) 依頼技術に係わる工業所有権等の権利侵害等のないものであること。
- (10) 依頼者の他に依頼技術の共同開発者、特許保有者がいる場合、本事業への申込に対する承諾を得ていること。
- (11) 技術内容を説明する書類は、全て日本語で対応がなされるものであること。
- (12) 技術内容の審査のため、必要に応じ、評価委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できること。
- (13) 評価委員会が求める試験成果に相当する程度の試験データ解析結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。
- (14) 技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること。
- (15) 依頼者が複数の場合は、依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在

が明確にされていること。

- (16) 依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。
- (17) 依頼者は依頼技術に係わる評価の結果に係わる当センターの普及活動に同意できること。
- (18) その他審査評価等について、別紙2に示す実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属すること。

(様式4)

## 評価依頼承諾書

令和 年 月 日

殿

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長  
住 所 〒105-0003  
東京都港区西新橋1-14-2  
新橋エス・ワイビル5階  
電 話 03-6257-3702  
ファックス 03-6257-3707

令和 年 月 日付をもって評価依頼のありました下記の技術について、下記により承諾します。

記

1. 技 術 名 称
2. 評 價 の 範 囲
3. 評 價 の 期 間 令和 年 月～令和 年 月
4. 所 要 経 費
5. 所要経費の納入方法
6. そ の 他

一般財団法人 沿岸技術研究センター担当者 氏名

(様式 5 )

## 評 價 証

第 号

技術の名称 :

### 1. 依頼者

法人の名称  
所 在 地

### 2. 評価の前提

### 3. 評価の範囲

### 4. 評価の結果

本技術は、開発の主旨、開発の目標等に照らし評価を行った結果、以下のとおりであった。

- (1) ・ ・ ・ ・ ことが確認された。
- (2) ・ ・ ・ ・ ことが確認された。

一般財団法人 沿岸技術研究センターが定める港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。

なお、評価証の有効期間は5年間とする。

令和 年 月 日

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長

(様式 6 )

## 評価更新依頼書

令和 年 月 日

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長 殿

法人の名称

法人印

代表者名

公印

所 在 地

電 話

下記に示す技術を「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」において確認審査・評価済み技術の更新を依頼します。

記

1. 対象技術名称及びNo.

2. 更新を必要とする理由

3. 添付資料名

4. 担 当 者 氏 名

法人の名称

所 属

郵便番号

住 所

電 話

(内線)

ファックス

E-mail

(様式 7 )

## 評価更新依頼承諾書

令和 年 月 日

殿

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長  
住 所 〒105-0003  
東京都港区西新橋1-14-2  
新橋エス・ワイビル5階  
電 話 03-6257-3702  
ファックス 03-6257-3707

令和 年 月 日付をもって評価更新依頼のありました下記の  
技術について、下記により承諾します。

記

1. 技 術 名 称
2. 評 價 の 範 囲
3. 評 價 の 期 間 令和 年 月～令和 年 月
4. 所 要 経 費
5. 所要経費の納入方法
6. そ の 他

一般財団法人 沿岸技術研究センター担当者 氏名

(様式 8 )

## 評価証取得技術内容変更依頼書

令和 年 月 日

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長 殿

法人の名称

法人印

代表者名

公印

所 在 地

電 話

下記に示す技術を「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」において確認審査・評価済み技術内容の変更を依頼します。

### 記

1. 対象技術名称及びNo.
2. 変更を必要とする個所および変更の理由
3. 添付資料名
4. 担 当 者 氏 名  
法人の名称  
所 属  
郵便番号  
住 所  
電 話 (内線)  
ファックス  
E-mail

(様式9)

## 評価証取得技術内容変更依頼承諾書

令和 年 月 日

殿

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長  
住 所 〒105-0003  
東京都港区西新橋1-14-2  
新橋エス・ワイビル5階  
電 話 03-6257-3702  
ファックス 03-6257-3707

令和 年 月 日付をもって評価証取得技術内容の変更依頼の  
ありました下記の技術について、下記により承諾します。

記

1. 技 術 名 称
2. 評 価 の 範 囲
3. 評 価 の 期 間 令和 年 月～令和 年 月
4. 所 要 経 費
5. 所要経費の納入方法
6. そ の 他

一般財団法人 沿岸技術研究センター担当者 氏名

(参考)

## 承 諾 書

殿

御社と共同開発を行いました（もしくは 特許を共同保有する）下記技術について、一般財団法人沿岸技術研究センターが実施する「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」に対して、御社（もしくは、他の共同依頼者）が、弊社の連名でなく申込み且つ評価証を受けることについて承諾します。

令和 年 月 日

印

記

技術名称：

特許番号：